

電気機械器具関係製造業最低賃金 都道府県労働局別決定状況

| 労働局名 | 現行最低賃金改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 |
|----------------------------|---|----------------------------------|---|--|--------------------------|---|---|
| 青森 | 令和5年5月1日 | 電気機械器具 | シールド線 | 端末加工 (シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう) | | 100本につき 518円91銭 | |
| | | | コネクター | 差し (コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう) | 1端子ごとに差すもの | 100端子につき 28円45銭 | |
| | | | | | 連続端子となっているもの | 100回につき 61円14銭 | |
| | | | アルミ電解コンデンサー | 目視による完成品外観検査 | テーピング状で行うもの 自動検査済みのもの | 100個につき 11円39銭 | |
| | | | | | バラ状で行うもの | 100個につき 20円24銭 | |
| | | | 岩手 | 令和3年6月1日 | 電気機械器具 | 電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。) | リード線の曲げ |
| リード線の切り | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 58銭 | | | | | |
| コイルの巻線 (巻線機を使用するものに限る。) | ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの | 1個につき 2円52銭 | | | | | |
| コイルのからげ | 線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの | 1個につき 1円84銭 | | | | | |
| コンデンサーの外観検査 | 素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの | 1端子につき 8銭 | | | | | |
| ワイヤーハーネス | コネクター端子差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。) | 自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの | | | | 1端子につき 37銭 | |
| | | 自動車用以外のもの、電線の長さが2メートル以下のもの | | | | 1端子につき 31銭 | |
| | | 自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの | | | | チューブ1本につき 58銭 | |
| トランス | チューブ通し (電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。) | 自動車用以外のもの、チューブの長さが50センチメートル以下のもの | | | | チューブ1本につき 49銭 | |
| | | 手作業によるコア詰め (E・Iコアを詰め込むものに限る。) | | | | 長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの | 1個につき 12円24銭 |
| 宮城 | 令和4年4月15日 | 電気機械器具 | | | | シールド線 | 端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。) |
| | | | チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。) | | 1ヶ所につき 1円90銭 | | |
| | | | コネクター | 差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。) | シールド線について行うもの | 1ピンにつき 53銭 | |
| リード線について行うもの | 1ピンにつき 41銭 | | | | | | |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 | | | |
|---------------------|---|------------|-----------------|---|--|---|--|------------------------------------|-----------------|--|
| 秋田 | 平成18年3月15日 | 通信機器用部分品 | コンデンサー | メッキ後の選別 | 外観選別された「素地」は工場 でメッキ電極焼き付け、メッキ 後検査の工程を経るが、その後 更に外観選別をする。 | 100個につき 2円25銭 | | | | |
| | | | | 素地の選別 | 円形コンデンサーの素地焼成 後に行う外観別作業であり、 付着ハガシをし、外観選別を する。 | 100個につき 2円25銭 | | | | |
| | | | | 線差し (U型クリップのものに限 る。) | コンデンサーのリード線とな る「U型クリップ」を、鉄板わ くの穴に差し込む。 | 100本につき 60円51銭 | | | | |
| | | | | ショートカット | リード線を委託者の要求に合 わせて工具でカットする。 | 100個につき 60円51銭 | | | | |
| | | | トランス | からげ | ボビンに巻線したリード線 を、ボビンのピンからげる。 | 100個につき 168円74銭 | | | | |
| | | | | 手による巻線 (14巻き以上のものに限る。) | コアに線材を14回以上、手で 巻き付ける。 | 100個につき 867円84銭 | | | | |
| | | | コイル | からげ | コイルのリード線を、コイル のピンにからげる。 | 100個につき 150円73銭 | | | | |
| | | | | 手による巻線 (1次側及び2次側が各1カ所以 上のものに限る。) | ボビンの溝に手で巻線をし て、リード線をピンにからげ る。 | 100個につき 402円29銭 | | | | |
| | | | | 機械による巻線 (50回巻き以上のものに限 る。) | ボビンの溝に機械で巻線をし て、リード線をピンにからげ る。 | 100個につき 202円93銭 | | | | |
| | | | | ピンの2本刺し | コアまたはボビンに接着剤を 使用して、ピンを2本刺し込ん で接着する。 | 100個につき 144円99銭 | | | | |
| | | | | コア入れ | ベースにドライバーで、ねじ コアを取り付ける。 | 100個につき 60円44銭 | | | | |
| | | | | はんだ付け | 巻線をからげてあるコイルを はんだ槽に入れて、からげた 部分をはんだ付けする。 | 100個につき 60円44銭 | | | | |
| | | | 福島 | 令和5年5月1日 | 電気機械器具、情報 通信機械器具、電子 部品・デバイス | コネクタ差し | 電線の末端に取り付けられた 端子をコネクタに差し込む ことをいう | | 1端子につき 36銭 | |
| | | | 茨城 | 令和4年11月1日 | 電気機械器具 | コイル (自動車用の小型直流 モーターのフィールド コイルに限る。) | 外装テープ巻き(布テープを2 分の1掛けすることをいう。) | 内径が41.5ミリメートル以上 49.5ミリメートル以下のもの | 1個につき 10円64銭 | |
| リード線 又は シールド線 | 端子加工 (リード線又はシールド線の端 子をハウジング(カブラー又は コネクタ)に差し込むことを いう。) | | | | | | 1ピンにつき 48銭 | | | |
| プリント基板 | 手作業によるコンデンサー、 ダイオード等のリード線の フォーミング加工(ただし、曲 げ線の長さ、角度を指定して 行うものに限る。) | リード線が2本のもの | | | | | 1個につき 56銭 | | | |
| | コンデンサー、ダイオード等 のリード線の基板への差し込 み | | 1個につき 63銭 | | | | | | | |
| 栃木 | 令和6年4月20日 | 電気機械器具 | コネクタ | 差し (電線の末端に取り付けられた端 子をコネクタに差し込むこと をいう。) | リード線について行うもの | 1ピンにつき 51銭 | | | | |
| 群馬 | 平成25年5月15日 | 電気機械器具 | シールド線 | 両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済み となっているシールド線の両 端について、アース線をより 分け、よじり、かつ、アース 線及びしん線の両端末をはん だ付けすることをいう。) | 2しんで、かつ、6センチメー トル以上の長さのもの | 1本につき 4円72銭 | | | | |
| | | | | チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通 した後、シールド線の末端部 分に固定用ヒシチューブを挿 入し、加熱して密着させるこ とをいう。) | 6センチメートル以上の長さの もの | 1端につき 1円28銭 | | | | |
| | | | 磁器コンデンサー用 部品 | 素地の外観選別 (二次選別済みのもの) | 直径が1.6ミリメートル未 満で、長さが6ミリメートル未 満、かつ、円筒型のもの | 100個につき 33銭 | | | | |
| | | | コネクタ | 差し (コネクタの色別指定の位置 にリード線又はシールド線の 末端に取り付けられた端子を 差し込むことをいう。) | 2ピン以上10ピン以下のもの | 1ピンにつき 58銭 | | | | |
| | | | コイル | 仕上げ (下巻テープを1回巻き、リー ド線2本をはんだ付けし、か つ、外装テープを1回巻くもの に限る。) | | 1個につき 12円56銭 | | | | |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 |
|------|------------|--------|------------------------------------|---|--|---------------------------------|----|
| 埼玉 | 平成18年9月20日 | 電気機械器具 | リード線 | 穴通し (リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの) | 線径0.5ミリメートルのもの | 1本につき 1円05銭 | |
| | | | | はんだ付け (リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの(併せて附属作業を行うものを含む)) | 線径0.5ミリメートルのもの | 1点につき 2円62銭 | |
| | | | トランス | コア詰め (手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの) | コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの | 1個につき 8円37銭 | |
| | | | | | コアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むもの | 1個につき 10円46銭 | |
| | | | 電気部品 (印刷回路基板に用いるものに限る。) | 足曲げ | 2本足のもの | 1個につき 50銭 | |
| | | | 印刷回路基板 | 差し | 2端子の部品について行うもの | 1個につき 73銭 | |
| | | | | 差し及び曲げ | | 1個につき 99銭 | |
| 東京 | 令和4年12月24日 | 電気機械器具 | 電気部品 (プリント基板に用いるものに限る。) | 整形のうち、足の曲げ | | 1個につき 1円30銭 | |
| | | | プリント基板 | 部品の差し | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 1円35銭 | |
| | | | | 部品の差し、折り曲げ及び切り | | 1個につき 2円60銭 | |
| | | | | 部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ | | 1個につき 6円25銭 | |
| | | | | ICの差し | | 足の本数が28本以下のもの 1個につき 2円65銭 | |
| | | | | | 足の本数が30本以上のもの 1個につき 3円38銭 | | |
| | | | マスキング (後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。) | テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの | 1か所につき 94銭 | | |
| | | | コネクタ | 差し (リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。) | | 1端子につき 83銭 | |
| | | | シールド線 | 端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。) | 1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1か所につき 5円03銭 | |
| | | | | チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。) | 15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1本につき 2円86銭 | |
| | | | スライドスイッチ | 端子差し | 単独又は2以上連結した端子 | 1差しにつき 1円09銭 | |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 |
|-----------------|----------------|--------|---------------------------|---|--|-------------------|----|
| 神奈川 | 平成30年4月26日 | 電気機械器具 | シールド線 | チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニルチューブを通した後固定用チューブを通し加熱して密着させることをいう) | 15cm以上の長さのシールド線について行うもの | 1本につき 1円15銭 | |
| | | | リード線 | 端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているリード線の一端について、内部の導線部分をよじり、はんだ付けすることをいう) | 10cm以上の長さのリード線について行うもの | 1か所につき 50銭 | |
| | | | コネクター | 差し (コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう) | リード線について行うもの | 1か所につき 58銭 | |
| | | | | | 1しんのシールド線について行うもの | 1か所につき 63銭 | |
| | | | | | 2しんのシールド線について行うもの | 1か所につき 66銭 | |
| | | | | 束線 (コネクターに差し込み済みのリード線又はシールド線を整え、定められた位置で束線用バンド又はテープを用いて結束することをいう) | | 1か所につき 1円74銭 | |
| | | | 電気部品 (印刷回路基板に用いるものに限る) | 足の曲げ | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 1円24銭 | |
| | | | | チューブ挿入 (電気部品の足にビニルチューブを挿入することをいう) | 2個のチューブを挿入するもの | 1個につき 1円26銭 | |
| | | | 印刷回路基板 | 部品差し | 1本の端末について行うもの | 1個につき 63銭 | |
| | | | | | 2本のリード線について行うもの | 1個につき 99銭 | |
| 3本のリード線について行うもの | 1個につき 1円21銭 | | | | | | |
| 富山 | 令和5年4月28日 | 電気機械器具 | 電子部品 | 手工具(ハンドプレスを除く。)を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断 | 固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電プザーでリード線が2本又は3本のもの | 1回の切断につき 35銭5厘 | |
| | | | コネクター | 差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。) | | 1端子につき 30銭 | |
| 山梨 | 令和5年4月12日 | 電気機械器具 | ビニル線 | 端末加工 より及び予備はんだ付け | しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの | 1か所につき 59銭 | |
| | | | コイル | からげ (1か所につき、4回以内からげて切るものに限る) | 線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの | 1か所につき 89銭 | |
| | | | コネクター | 差し (リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう) | | 1端子につき 56銭 | |
| 長野 | 令和6年4月25日 | 電気機械器具 | 電解コンデンサー | 外観選別 | バラ状のもので、かつ、直径25ミリメートル以上で選別項目が5~6項目のもの | 1個につき 54銭 | |
| | | | コイル | からげ (手作業で行うものに限る) | 線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下のもので2回以上からげるもの | 1個につき 1円95銭 | |
| | | | プリント基板 | 差し (手作業で行うものに限る) | リード線が2本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの | 1個につき 89銭 | |
| | | | 自動車用 ワイヤーハーネス | コネクター差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう) | 長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの | 1ピンにつき 60銭 | |
| | | | | チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう) | 長さが50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 84銭 | |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 | | | |
|--------------------------------|--|--------------------------------------|----------------------------------|--|--------------------------------------|---------------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------|--|
| 静岡 | 令和5年5月5日 | 車両電気配線装置 | カプラー差し | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。 | 15センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき 30銭 | | | | |
| | | | | | 15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき 46銭 | | | | |
| | | | | | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの | 1本につき 53銭 | | | | |
| | | | | | 2メートルを超える電線について行うもの | 1本につき 65銭 | | | | |
| | | | チューブ通し | 電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。 | 15センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 27銭 | | | | |
| | | | | | 15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 57銭 | | | | |
| | | | | | 50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 72銭 | | | | |
| | | | キャップ通し | 電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。 | | 1個につき 49銭 | | | | |
| | | | 愛知 | 令和6年8月2日 | 車両電気配線装置 | カプラー差し | 電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。 | 20センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき 47銭 | |
| | | | | | | | | 20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの | 1本につき 58銭 | |
| 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの | 1本につき 68銭 | | | | | | | | | |
| 2メートルを超える電線について行うもの | 1本につき 78銭 | | | | | | | | | |
| チューブ通し | 電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。 | 15センチメートル以下のチューブについて行うもの | | | | 1本につき 37銭 | | | | |
| | | 15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの | | | | 1本につき 70銭 | | | | |
| | | 50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの | | | | 1本につき 79銭 | | | | |
| 防水栓通し | カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう(手工具を使用せずに行うものに限る。) | | | | | 1本につき 61銭 | | | | |
| 三重 | 平成30年11月18日 | 車両電気配線装置 | | | | キャップ通し | 電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。 | | 1個につき 80銭 | |
| | | | | | | カプラー差し | カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。 | 長さが500mm以下の電線について行うもの。 | 1本につき 58銭 | |
| | | | 長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。 | 1本につき 66銭 | | | | | | |
| | | | 長さが1,500mmを超える電線について行うもの。 | 1本につき 76銭 | | | | | | |
| | | | 仮巻き | カプラー差しを終えた長さ1,500mmを超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。 | | 8本以下のもの1本につき 32銭 | | | | |
| | | | | | | 9本目から本数1本につき 24銭 | | | | |
| | | | 外装テーピング | 集束線の外装を保護するためテープを2分の1重ねて巻きつける。 | | 使用テープ1mにつき 3円24銭 | | | | |
| | | | チューブ通し | 電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。 | 15cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの。 | チューブ1本につき 80銭 | | | | |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 |
|------|------------|----------|------------------------|--|--|--------------------------------------|---------------|
| 兵庫 | 平成18年3月10日 | 電気機械器具 | 印刷回路基板 | 部品の差し | 2端子(足)の部品について行うもの | 1個につき 92銭 | |
| | | | | 部品の差し、曲げ及び切り | | 1個につき 1円37銭 | |
| | | | ワイヤーハーネス (リードコネクター) | ハウジング入れ (カブラー差し) | 50センチメートル以下の電線について行うもの | 1端子につき 51銭 | |
| | | | | | 50センチメートルを超える電線について行うもの | 1端子につき 56銭 | |
| 島根 | 平成15年7月6日 | 電気機械器具 | 電気部品 | 足カット (印刷回路基板に用いるもので 単品に限る。) | リード線が2本のもの | 10個につき 3円60銭 | |
| | | | ワイヤーハーネス | 差し (カブラーの指定の位置に電線の 端末に取付けられた端子を 差し込むことをいう。) | 長さが50センチメートルを超え 2メートル以下の電線について 行うもの | 1端子につき 40銭 | |
| 岡山 | 令和4年7月1日 | 車両電気配線装置 | 先ハメ | 電線の端末に取り付けられた 端子をコネクタ(非防水タイプ に限る)に差し込むことをいう。 | 20センチメートル以下の電線 について行うもの | 1本につき 37銭 | |
| | | | | | 20センチメートルを超えて50 センチメートル以下の電線に ついて行うもの | 1本につき 43銭 | |
| | | | | | 50センチメートルを超えて2 メートル以下の電線について 行うもの | 1本につき 53銭 | |
| | | | | | 2メートルを超える電線につい て行うもの | 1本につき 61銭 | |
| | | | チューブ通し | 電線の被覆を保護するため、 丸チューブを電線の端から差 し入れることをいう。 | 15センチメートル以下の チューブについて行うもの | 1本につき 28銭 | |
| | | | | | 15センチメートルを超え30セ ンチメートル以下のチューブ について行うもの | 1本につき 41銭 | |
| | | | | | 30センチメートルを超え50セ ンチメートル以下のチューブ について行うもの | 1本につき 56銭 | |
| | | | | | 50センチメートルを超える チューブについて行うもの | 1本につき 66銭 | |
| 広島 | 平成15年5月24日 | 電気機械器具 | ワイヤーハーネス | 結束のテープ巻き | テープの長さが30ミリメー トルで、2回半巻きのもの | 1か所につき 65銭 | |
| | | | | コネクターの挿入 (コネクターの指定の位置に リード線の端末に取り付けら れた端子を差し込むものをい う。) | 自動車用で長さが1500ミリ メートル以下の電線について 行うもの | 1か所につき 41銭 | |
| | | | | | 自動車用で、長さが1500ミリ メートルを超える電線につい て行うもの | 1か所につき 47銭 | |
| | | | | | 自動車用以外の電線について 行うもの | 1か所につき 29銭 | |
| | | | 基板 | 部品の挿入 | 2本のリード線について行うも の | 1個につき 52銭 | |
| | | | | | 集積回路及びコネクタにつ いて行うもの | 1か所につき 30銭 | |
| | | | | | | 集積回路及びコネクタ以外 の部品について行うもの | 1か所につき 56銭 |
| | | | | | 基板以外 | 部品とリード線のはんだ付け (手はんだによるものに限 る。) | 1か所につき 1円 |
| 熊本 | 令和5年4月22日 | 電気機械器具 | ワイヤーハーネス | カブラー差し (電線の端末に取り付けられた 端子をカブラーに差し込むこ とをいう。) | 50センチメートルを超え2メー トル以下の電線について行う もの | 1本につき 55銭 | |
| 大分 | 平成12年9月15日 | 電気機械器具 | ワイヤーハーネス | カブラー差し (カブラーに電線の端末に取り 付けられた端子を差し込む。) | 長さが50センチメートルを超 え、2メートル以下の電線につ いて行うもの | 1本につき 52銭 | |
| | | | | チューブ加工 (ビニールチューブを指定され た長さに鋏で切断する。) | 長さが30センチメートル以下 のビニールチューブについて 行うもの | 1本につき 52銭 | |

| 労働局名 | 現行最低工賃改正日 | 件名等 | 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | 備考 |
|------|------------|----------|----------|---|--------------------------------------|----------------|----|
| 宮崎 | 令和1年5月16日 | ワイヤーハーネス | カプラー差し | 電線の末端に取り付けられた端子を、カプラーに差し込むことをいう | 50センチメートル以下の電線について行うもの | 1穴につき 36銭 | |
| | | | | | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの | 1穴につき 39銭 | |
| | | | チューブ通し | 電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう | 15センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 25銭 | |
| | | | | | 15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの | 1本につき 36銭 | |
| 鹿児島 | 令和4年12月22日 | 電気機械器具 | ワイヤーハーネス | カプラー差し (電線の末端に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業) | 50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの | (1本につき) 50銭 | |